

インボイスって何？

第一回 消費税の仕組みって？

納付する消費税についての計算方法は簡単に言うと

$$\text{売上で預かった消費税} - \text{仕入で払った消費税} = \text{納付額}$$

という計算式で計算されます。

インボイスが導入するとなにが変わるのかと言うと

この仕入で支払った消費税を引くことができるのが

インボイス登録した人の分しか引けなくなるという制度です

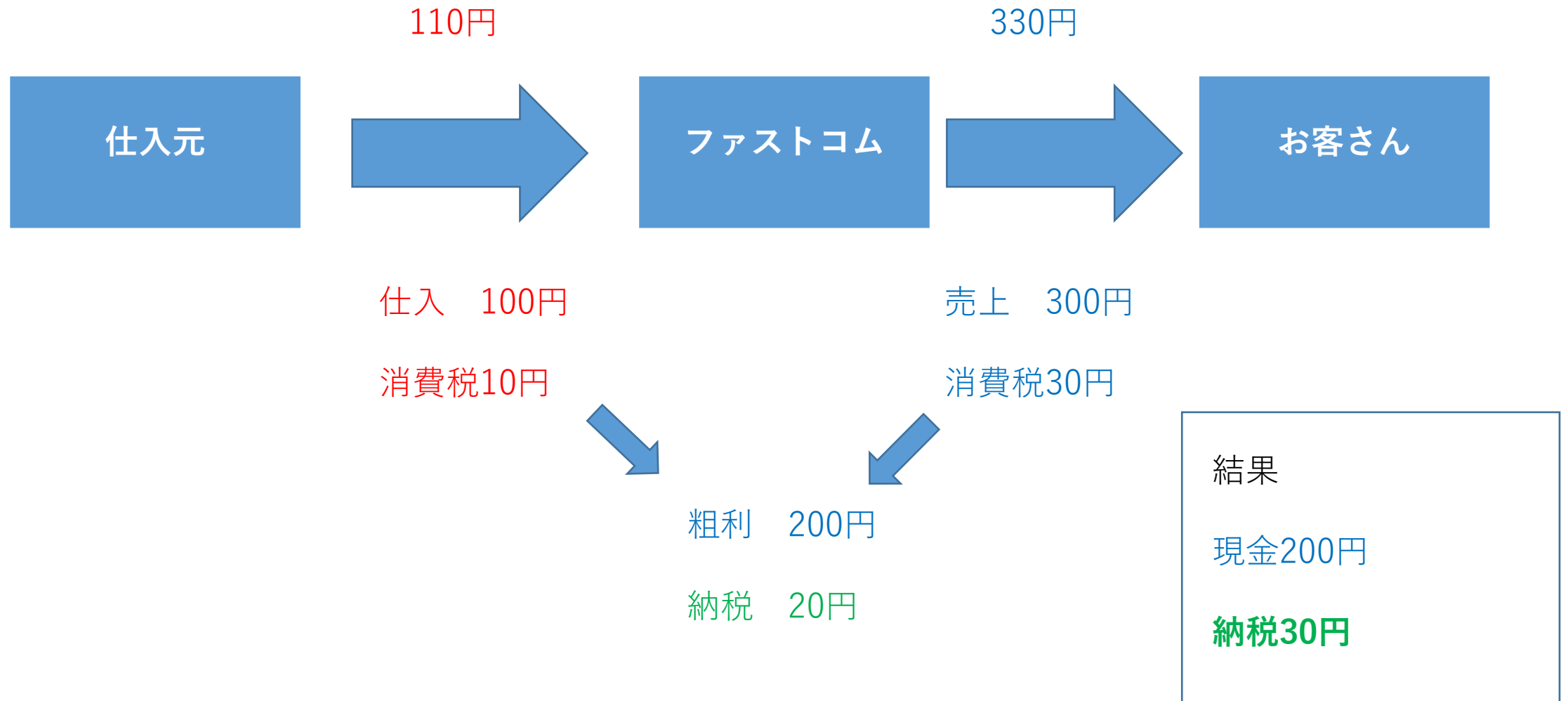
第二回　なんで会社の利益が減るって言われてるの？ 1

インボイスが始まると利益が減ると言われている仕組みについて簡単に説明していきます

第一回で消費税の仕組みをお話ししましたがそれを簡単に表すと次のページの資料のようになります

中央の矢印は商品(サービス)の流れです

消費税の仕組み



前ページ右下の結果を見ていただくと分かる通り

粗利が200円で納税は結果として30円と言うことが分かります

これは第一回で言いましたが支払った消費税は納税の時は引けるのですが

それは納税の前に仮に支払ったとみなされるためだからです

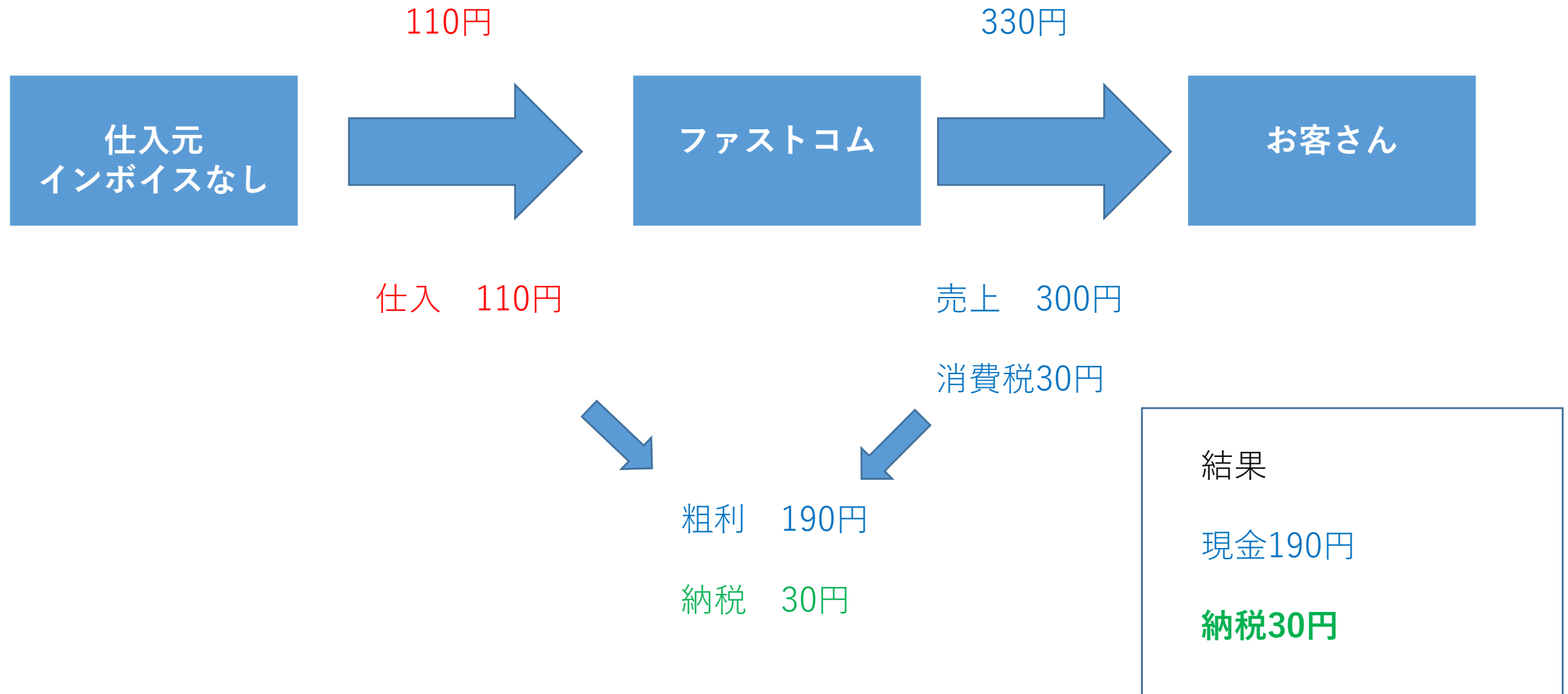
結果として10円を別の業者に

国に20円の合計30円を納付したことになります

ではインボイスがない業者に支払った場合はどうなるのでしょうか？

次のページを見てください

インボイスの仕組み



見ていただくと分かりますが

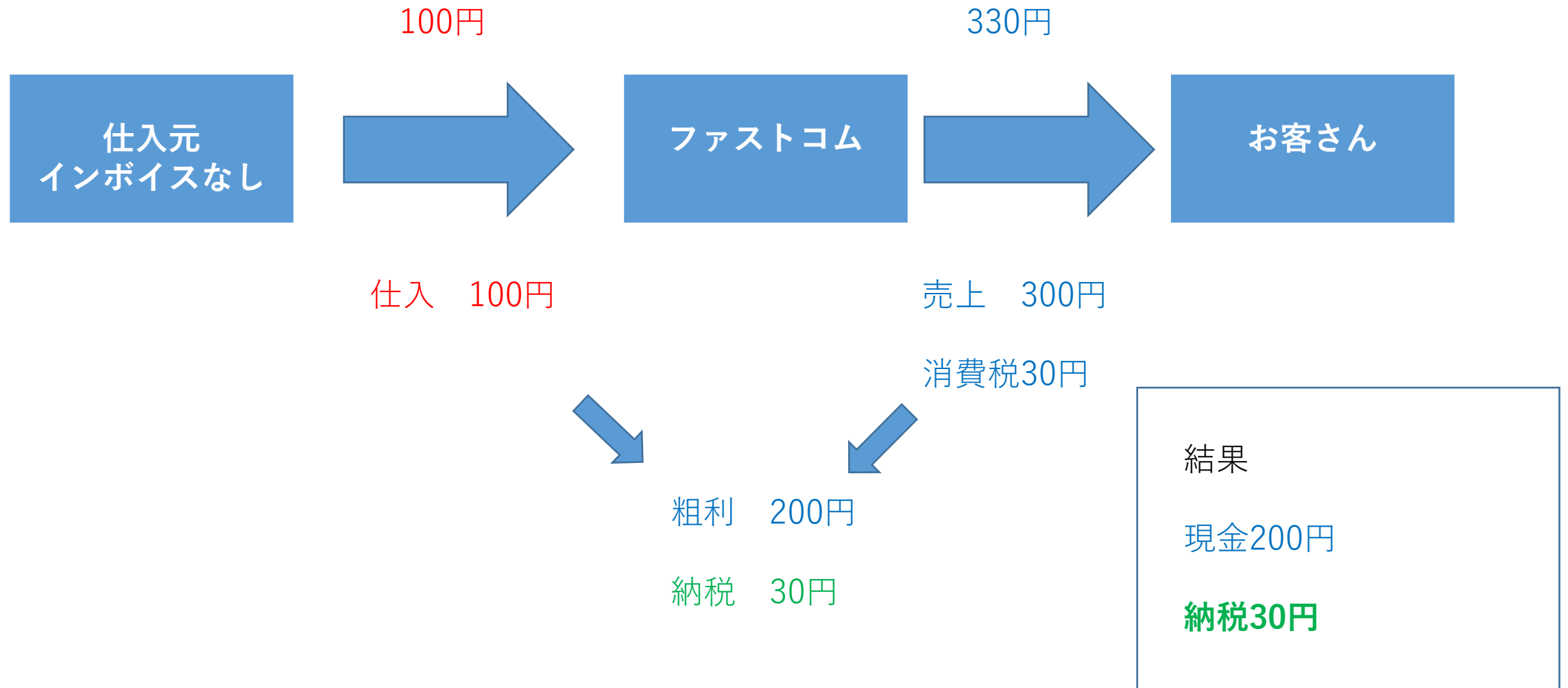
仕入に支払った金額は納税したとみなされなくなります

支払った**110円が全て費用**として扱われます

右下にある結果の通りこのため納付する**消費税の金額は30円で変わらないのに粗利が190円**になってしまうのです

なので仕入を行うときは次のページのような仕入額にしてください
必要があります

インボイスの仕組み2



前ページの図で分かる通りに結果として**粗利と納税額がこれまでの通りと一致**します

なのでインボイス登録をしていない**仕入先には消費税分を請求しないでくださいと言わなければ**
売上が減ってしまうことになります

第三回　なんで会社の利益が減るって言われてるの？2

今回はこの制度を導入した理由である益税についてお話しします

前回までの内容で仕入にかかる消費税は納付する金額から引くことができると分かっていただけたと思います

理由としては仕入れとして支払った消費税は仕入れ先が国に納付するのでその金額は引けるという理屈です

しかし、ここで考えてみると仕入先が免税事業者だった場合は我々が支払った消費税はその免税事業者の懐に入ってしまう

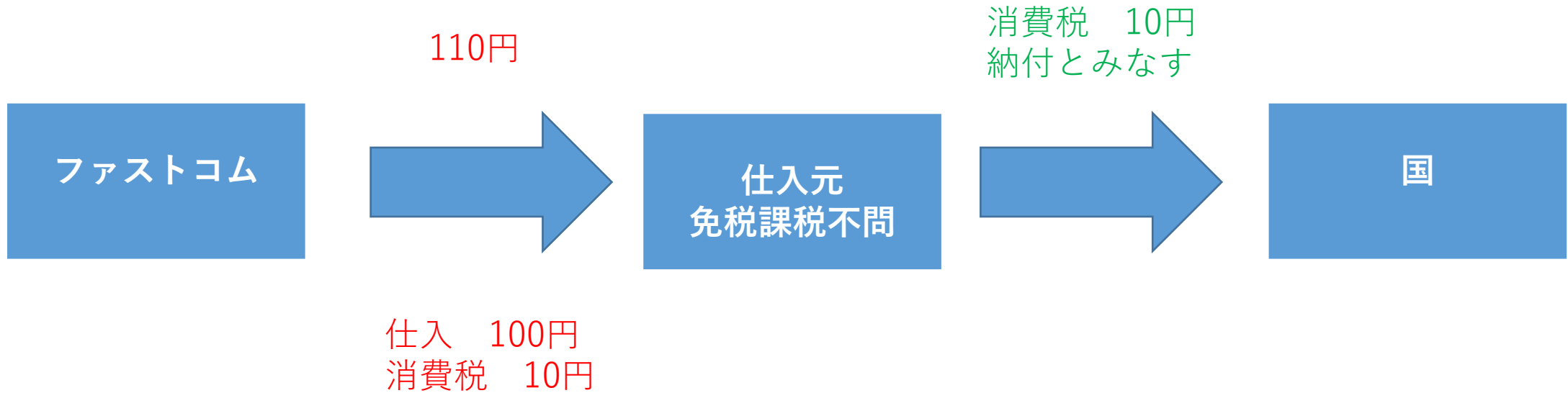
今までの消費税の制度ではそこは目をつぶっており、我々が支払った金額のうち10%部分は相手が免税事業者でも関係なく消費税が含まれていたとみなされていましたが、これからはそこを厳密にすることになります

つまり今までも免税事業者として消費税を乗せていなかった人たちへの支払いに関しても消費税が乗っているものとして私たちは引くことができていたのです

ですが今回の制度でインボイスがない人(免税事業者)からは消費税分のお金を引くことができなくなったので今まで免税事業者を支払っていた金額の10%分は仕入れになってしまいなおかつ納付する消費税から引けなくなったためこれが益税と言われる理由です

次のページからの図もご参照ください

益税の仕組み(今まで)



私たちが支払った金額のうち10円は仕入元が納付してくれていたとみなしていた
そのため相手が課税免税関係なく納付額から10円を引くことができた

益税の仕組み(これから)



これからは仕入元が免税の場合は消費税は納めない
のでそのまま支払った金額について消費税が含まれないと
みなされ、全額仕入にしなければならない

第四回 適格請求書の内容で必要なものは？

適格請求書とは下記の内容を全て含んだものになります
経費申請などで見るところは下記になります

インボイス発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません（下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。）。

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一インボイス当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

（注）簡易インボイスの記載事項は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りる。）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

(株)〇〇御中		⑥ 請求書	
②		××年 11 月分	
11/1	牛肉 ※	5,400 円	
11/2	小麦粉 ※	2,160 円	
⋮		⋮	
11/30	ビール	6,600 円	
※ 軽減税率対象		③	合計 87,200 円
			うち消費税 7,200 円
(10%対象 40,000 円)			消費税 4,000 円)
(8%対象 40,000 円)		⑤	消費税 3,200 円)
④		△△(株)	
①		登録番号 T1234567890123	

第五回 インボイスの書類

インボイスの書類については一枚である必要がありません

いくつかの書類を組み合わせることでインボイスとすることができます

そのため既存の契約でインボイスを受けたい場合には追加で不足分の書類を頂かなければいけない

書類については足りない部分だけを補ってそれを契約書と一緒に保管しておく

簡易インボイスについて

インボイスに関して小売業やタクシー業などは簡易インボイスの発行によることも認められています

簡易インボイスとはつまりレシートのことです

レシートについては取引先名(弊社の名前)及び適用税率を書く必要がありません

第六回 実際及ぼす影響1

- ・業務委託契約者の支払い

個人の業務委託契約者やフリーランスの方に関してはほぼほぼインボイスに加入していないと思われる
そのため既存の支払いの金額について消費税を請求しないよう交渉する必要がある可能性がある

- ・オーナーさんはほとんどが個人である。

そのためほとんどのオーナーさんがインボイスに未登録となる

居住用で借る場合はそもそも非課税になるので関係ないが、事業用で借る場合は問題が出てくる可能性がある

分類は次回詳しく記載

- ・相手がインボイスを出して来たら！

相手がインボイスの請求書を出して来たらその請求書がインボイスの要件を満たしているかを確認する必要がある

また、インボイス登録している業者かを調べる必要が出てくる

第七回 インボイスが必要ない取引

相手先	取引	インボイス書類必要の可否(請求書可否ではない)
免税	全ての取引	×(消費税の控除は受けられない)
課税	居住用建物	×
課税	電車等の公共交通機関で3万未満	×(消費税の控除は受けられる)
課税	自販機、コインロッカー	×(消費税の控除は受けられる)
課税	タクシー、コインパーキング	○(簡易インボイス)
課税	飛行機	○

第八回 実際及ぼす影響2

- ・ 業者の立替

業者が立て替えた経費について、これまでは請求書の内訳に書いて内容をコピーしたものを保管するだけでよかったのですが、インボイスが始まってからそれだけではだめになりました

もしも業者が立て替えた経費でインボイスを適用する場合にはその業者に立替金清算書という書類を作成していただき貰う必要があります

それは逆にこちらが立て替えた経費で相手がインボイスの適用を受ける場合にはこちらから立替金清算書を業者に出してあげなければいけないこともあります

ただし、第七回で書いたように電車やバスなどの公共交通機関で3万円未満のものはこの限りではありません